

**改正**

昭和三五年九月二〇日規則第九六号

昭和五二年一〇月二八日規則第一一七号

昭和六三年四月一日規則第六号

平成一一年三月九日規則第一二号

平成一二年三月二四日規則第八三号

平成一八年四月一日規則第一〇四号

平成二四年一二月二八日規則第八四号

令和三年三月三十日規則第百号

岐阜県養ほう振興法施行細則をここに公布する。

岐阜県養蜂振興法施行細則

**第一条** この規則で「法」とは養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号）を、「施行規則」とは養蜂振興法施行規則（昭和三十年農林省令第四十五号）をいう。

**第二条** 法第三条第一項又は第三項の規定による届出は、蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届（別記第一号様式）によるものとする。

2 施行規則第一条第二項第三号に規定する知事が認める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂を飼育し、蜂産品を採取しない場合
- 二 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂を飼育し、自家消費を目的に蜂産品を採取する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、知事が必要がないと認める場合

**第三条** 施行規則第二条の規定による申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、転飼希望場所付近の見取図及び転飼希望場所が他人の所有する土地であるときは、その土地の所有者又は管理者の土地使用承諾書（別記第三号様式）を添付するものとする。

**第四条** この規則の規定により提出する書類は一通とし、住居地（第三条第一項の規定による申請書にあつては飼育地）を所管する農林事務所長に提出しなければならない。

**第五条** 法第九条第二項の規定による職員の身分証明書は、別記第四号様式のとおりとする。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（昭和三十五年九月二十日規則第九十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五十二年十月二十八日規則第百十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六十三年四月一日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十一年三月九日規則第十二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県養ほう振興法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県養ほう振興法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

**附 則**（平成十二年三月二十四日規則第八十三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十八年四月一日規則第百四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十四年十二月二十八日規則第八十四号）

1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県養ほう振興法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県養蜂振興法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

**附 則**（令和三年四月一日規則第〇号）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

|  |                  |     |               |
|--|------------------|-----|---------------|
| 蜜 蜂 (飼 育 変 更) 届  |                  |     |               |
| 年 月 日  |                  |     |               |
| 農林事務所長 様   |                  |     |               |
| 住 所  |                  |     |               |
| 電話番号   |                  |     |               |
| 氏名又は名称及び代表者氏名  |                  |     |               |
| 養蜂振興法第3条 (第1項<br>第3項) の規定により下記のとおり蜜蜂 (飼 育<br>飼育変更) 届を提出します。      |                  |     |               |
| 記  |                  |     |               |
| 1. 年 月 日現在の蜜蜂飼育状況  |                  |     |               |
| 飼 育 場 所  | 飼育蜂群数            | 備 考 |               |
|  |                  |     |               |
| 2. 年蜜蜂飼育計画   |                  |     |               |
| 飼 育 場 所  | 飼 育 予 定<br>最大蜂群数 | 蜜源  | 飼 育 期 間       |
|  |                  |     | 1月1日から 月 日まで  |
|  |                  |     | 月 日から 月 日まで   |
|  |                  |     | 月 日から 月 日まで   |
|  |                  |     | 月 日から12月31日まで |
| 3. 変更の内容及び事由（飼育変更届の場合）   |                  |     |               |
| 〔 〕  |                  |     |               |
| 備考(1) 飼育計画は、1月1日（又は飼育開始日）から12月31日までの期間について記入すること。                |                  |     |               |
| (2) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。  |                  |     |               |
| (3) 1月1日に飼育していない場合でも、当該年に飼育を計画している場合は、1欄に0群とし、2欄に年間の飼育計画を記入すること。 |                  |     |               |
| (4) 飼育計画においては、その期間の飼育予定最大蜂群数を記入すること。                             |                  |     |               |
| (5) 飼育変更届の場合は、変更の内容及び事由を記入すること。                                  |                  |     |               |

第2号様式（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

農林事務所長 様

住 所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

| 転飼しようとする場所 | 左の土地所有者<br>住 所 氏 名 | 最大計画<br>蜂 群 数 | 転飼期間           | 蜜源 | 飼 育 者<br>住所氏名 |
|------------|--------------------|---------------|----------------|----|---------------|
|            |                    |               | 月 日から<br>月 日まで |    |               |
|            |                    |               | 月 日から<br>月 日まで |    |               |
|            |                    |               | 月 日から<br>月 日まで |    |               |
|            |                    |               | 月 日から<br>月 日まで |    |               |
|            |                    |               | 月 日から<br>月 日まで |    |               |

備考(1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号が望ましい。

(2) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

第3号様式（第3条関係）

|  |                    |
|--|--------------------|
| 年 月 日  |                    |
| 様  |                    |
| 住 所  |                    |
| 氏名又は名称及び代表者氏名  |                    |
| ⑩  |                    |
| 土地使用承諾書  |                    |
| <p>以下の私の所有の土地を、下記の期間蜜蜂の飼育場所として使用することを承諾します。</p>                              |                    |
| 使用を承諾する土地の所在地  | 使用を承諾する期間          |
|  | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| <p>備考(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。<br/>(2) 使用を承諾する土地の所在地は、字、番地まで記入すること。</p> |                    |

第4号様式（第5条関係）

(表)

|  |  |
|--|--|
| <p>養蜂振興法第九条第一項の規定により<br/>立入検査をする職員の身分証明書</p> | <p>(罰則)<br/>第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p> |
|--|--|

(裏)

|   |  |
|---|--|
| <p>第九條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に<br/>関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、<br/>事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の<br/>状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、<br/>若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> | <p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">写真のサイズは<br/>縦3センチメートル、<br/>横2.5センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">             生 年 月 日<br/>             氏 名<br/>             職 名         </p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">印</p> |
|---|--|

備考 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横12センチメートルとし、中央点線で二つ折りとすること。